

裁判員経験者の意見交換会議事概要

- 1 日時 平成27年4月23日(木) 午後3時から午後5時2分
- 2 場所 東京地方裁判所第2会議室
- 3 参加者等

司会者 齊 藤 啓 昭 (東京地方裁判所刑事部判事)
裁判官 鈴 木 巧 (東京地方裁判所刑事部判事)
検察官 築 雅 子 (東京地方検察庁公判部副部長)
検察官 加 藤 直 人 (東京地方検察庁公判部検事)
検察官 加 藤 匡 倫 (東京地方検察庁公判部検事)
弁護士 小 林 美智子 (第一東京弁護士会所属)
弁護士 小 関 利 幸 (東京弁護士会所属)
弁護士 江 口 大 和 (第二東京弁護士会所属)

裁判員経験者8名は、着席順に「1番」等と表記した。

4 議事概要

司会者

それでは、裁判員経験者の方との意見交換会を始めたいと思います。私は、刑事3部の齊藤と申しますが、司会を担当させていただきますので、よろしくお願ひします。今回は、殺人事件、それから傷害致死事件を担当したという経験者8名の方に集まっていたいただきました。経験された時期としては、一番早い方は平成25年12月に判決された事件、一番近い方は今年の2月に判決された事件を担当された方がいらっしゃいます。先ほども申し上げましたとおり、皆さんにはアンケートも書いていただいて、いろいろ御意見を頂戴したところですが、多分まだそこでは言い足りないという方に来ていただいていると思いますので、是非、感じたこと、思っていることを率直にお話しただければと思います。それでは、裁判員を務めた感想を伺おうと思います。番号順に紹介させていただきます。まず1番の方からです。傷害致

死事件を担当されてます。ある施設の中で入居者同士がけんかになって、被害者の首を果物ナイフで刺して失血死させてしまったという事件だったと思います。それでは、早速ですが、感想について伺えますか。よろしくお願ひします。

1 番

参加してよかったか悪かったかとなりますと、よかったなと自分は思っております。その理由としては、司法に関しては、テレビでは見ますけれども、何をしてるのかよく分からないし、映像や絵でも見ましたけれども、その風景は見えますけど、どんな話合いが行われてるかは分かりませんでした。司法、立法、行政といいますと、国会中継などは見ますけれども、裁判所でどんなような話合いが行われているかは分からないままでしたので、そういう光景を目の当たりにしたというか、自分自身で参加できたというのは、すごく大きな経験だと思っております。私が担当した人が一人亡くなった事件で自分ではその後控訴があって上告があるというイメージはあったんですけど、そのまま確定したという話を聞いていたので、自分が出した結論がそのままになったというのは、すごくやり切ったというか、何かやってよかったなと思うような事件でした。世間ではいろいろ賛否がある裁判員裁判ですが、自分の中では、周りの人がもし裁判員に選ばれたとしたら、やったほうがいいよと素直に言えるような経験でした。以上です。

司会者

ありがとうございます。では、続いて2番の方です。傷害致死事件を担当されてます。通行トラブルから、被告人と共犯者が、殴る蹴るの暴行をし、しばらくしてから被害者の方が亡くなったという事件だったのでしょうか。それでは、よろしくお願ひします。

2 番

まず、結論から言いますと、今回の裁判員制度に参加して、とてもよい経

験をさせていただいたなと思っております。今までやっぱりこういう裁判ですとか世の中で起きてる事件みたいなものは、ずっと他人事という形で感じておりましたが、これをきっかけに他人事から自分事でもあるというふうに変え方が変わったと思います。私が担当した内容に関しましても、本当にいつ自分の身に起きるか分からない、自分が逆の立場になってしまうかも分からないという、ごく普通にある日常生活から起きた事件でもあったということから、生活態度というか、自分の生活も改めないといけないなと思わせていただいたと思っております。今回参加することによって、こういう事件を起こすとこういうことになるんだというのは、あの場所に自分が立ってみたいと分からないということだったので、これも極端な話ですけど、日本国民皆さん全員が若いときにこういう経験を必ず強制的にでもやるというのが、一ついいんじゃないかなと個人的には思っております。みんなやっぱりこれを経験しているのとしていないのでは、いろいろ考え方も変わるんじゃないかなと思いました。以上です。

司会者

ありがとうございました。では、続いて3番の方です。殺人事件を担当されました。被告人が、家賃をためていて大家さんから出ていくように言われ、その大家さんの首を絞めて殺してしまったという事件だったと思います。それでは、お願いします。

3番

私も皆さんがおっしゃっていたように選任手続の日までは本当に別世界のところで他人事だと感じていたんですけども、実際に選ばれて、やはり人の人生に関わるという点では、重い責任感もありましたし、難しい内容でもありました。事件の考え方や向き合い方、あと今回は検察官と弁護人のほうでも争う姿勢がなかった事件でしたので、どこを注目して聞けばいいかなどを事前に裁判官に教えていただいていたので、そこを注目して見ること

もできましたし、そのほかにも本当に今まで知らなかったことを全て勉強させられた3日間でした。以上です。

司会者

ありがとうございました。では、4番の方です。傷害致死事件を担当されました。3日間ぐらいかけて暴行がされて、ひどいけがをされた結果、被害者の方が亡くなられたという事件だったと思います。それでは、4番の方お願いします。

4番

私は、裁判員になる前に裁判傍聴は割と好きでして、是非やりたいと思ってたところに来たんで、裁判員を務めるときには本当にうれしかったです。実際経験してみても、そうですね、ちょっと不謹慎かもしれませんが、私の事件の場合は被害者と被告人が3日間ぐらいにわたって部屋の中にいて、そのいろんな状況ですね、被害者のけがの状況とかそういったもので整理していくという形だったものですから、ちょっと推理を解いていくというか、そういう感じがありまして、大変興味深い事件でした。結局、大体の裁判がそうなんですけども、求刑に対して大体判決が7掛けとか8掛けとかいうような感じがどうもしてたんですけども、何か予定調和というか、そういうものがやっぱりあるのかなというのが最後の感想でしたね。

司会者

ありがとうございました。その量刑のあたりについても、また後で伺いたいと思います。続いて5番の方です。傷害致死事件を担当されました。仲間何人かでお酒を飲んでるうちに、被害者の方を殴ったりした結果、亡くなってしまったと。そんな事件だったと思います。では、お願いします。

5番

裁判員を務めた感想ということで、まず選任手続の最初の通知が来たときに、是非やりたいなと思っておりまして、人を裁くということは非常におこ

がましいなというのが最初に思ったことなんです。日本で生きてて、裁判がある、法律があるということを、是非直に見たい、どういうことが行われているのかということを目で見たいというふうに思いました。実際に務めてどうだったかという、やっぱり世の中を見る目が非常に変わったなと思います。一つ一つの事件が、なぜそういうことが起きたのか、どうしてそういうことが起きてしまうような人生をこの人たちは送ってきたのかということをもっと深く考えるようになって、子供に一つ一つ語っていく言葉がちょっと変わったかなというふうに思います。自分個人ではなくて、社会に関わってどういうふうにして生きていくのかという視点で話ができるようになったので、随分変わったなと思います。あと、すごく考えてしまったことが、やっぱりこの判決が正しかったかどうかということは、その判決を出した事件では分からなくて、その数年後、何年か後に被告人が社会復帰できるのかどうかということが非常に考えるポイントだったので、その人が社会に出たときに受け入れられる社会が構築されていないということが非常に悩ましいなというふうに思いました。というのが裁判員を務めた感想です。

司会者

ありがとうございました。では、続いて6番の方です。殺人事件を担当されました。同居していたお母さんに対して娘さんが首を絞めたり殴ったりして死なせてしまったという殺人事件だったと思います。では、6番の方お願いします。

6番

私は全然関係がない世界におりますので、本当に勉強になりました。それと、自分がこの裁判の内容の方の立場に立ったとき、自分はどうしたんだろうか、これでよかったんだろうかという思いはあります。ただ、弁護人が、罪を犯した彼女に対して、罪を償いながらまた更生の道を考えてくださったというのを大変うれしく思いました。以上です。

司会者

続いて、7番の方です。3番の方が御担当された殺人事件と同じ事件を担当されたと思います。それでは、7番の方お願いします。

7番

務めた感想ですが、最初あの通知をいただいたときに、正直、非常に憂鬱な気持ちになりました。ただ、通知が来てから実際呼出しですね、選任手続まで約1年弱ですかね、間がありましたので、逆にその頃になると、もう何か選ばれなかったのかなということで少し残念な気持ちも当時はわいたことを覚えています。実際参加させていただくことになりまして、司法の知識が特にない自分がこういったことに携わっていいんだろうかという、割と自問自答をしたんですけども、めったにない経験で、周りの人に聞いても選任されたことのある方がいらっしゃらなかったもので、これは非常にある意味すごく幸運なんではないかと思って参加をしました。参加した結果ですね、ほかの方もおっしゃっていましたが、傍聴経験もしたことがない、テレビだとかそういったものの、どちらかというと作られた世界での知識しかなかったんですが、実際の現場といいますか裁判に立ち会うことができ、やはりどういった形で量刑が決められていくとかですね、実際、被告人が目の前にいるときにその人を冷静に自分が見れるのかどうかというような不安はあったんですけども、そういったことも含めて全ていい経験になったと思います。周りからはどうだったというようなことを聞かれるんですけども、やはり私も、もし選任されたら是非経験されたほうがいいですよというようなお話を自信を持って差し上げてる状況です。以上です。

司会者

ありがとうございました。では、続いて8番の方です。殺人、それから窃盗の事件でした。御高齢の被害者の方のところに被告人が訪ねて行って、行き先がないということだったんだけど、泊めてくれというようなことで、

結果、首を絞めたり、殴ったりして殺してしまった上に、お金もとってしまった事件だったと思います。それでは、8番の方をお願いします。

8番

私は司法関係というのは全く別世界だと思っておったんですが、裁判員裁判というのができて実は少し関心がありました。一度経験してもいいなと思ってたところ、呼出しがあって、たまたま選任されたということで、本当にいい機会だなと思って参加させていただきました。裁判の内容もいろいろ教えていただいて、本当に、こういうふうにして進むのかという具体的な道筋とかなんかも非常によく分かりました。もう一つ驚いたのは、3日間裁判があったんですけども、3日間とも傍聴席がほぼ満席になっていたことです。私自身は裁判を聞きに行くとかいうような話というのは全く考えていなくて、時々有名人が出たり大きな裁判のときに傍聴席が満杯になって云々という話は聞いていたんですけども、私が担当した裁判は殺人事件ではあったんですけども、そう注目を集めるような裁判ではなかったのに、それだけの人が集まって聞くということに対して、非常に、えっという感じがあってですね、裁判というのは本当に大切なんだなという感じをひしひしとそのときに感じた次第なんです。それで、実際の具体的な裁判については、3人の裁判官から本当に手取り足取りで教えていただいて、量刑等についても、後で出てくるんでしょうけども、私たちの裁判は確定したので、我々がやったことがそのままになったんだなということで実は達成感がありました。ただ、裁判員裁判の話をつい聞いてみると、例えば死刑判決が出たのに上級審でひっくり返ったというような話があって、そういうのを聞いてみると、その裁判員裁判をやってる人たちがどういうふうに分かっているのかなというのをちょっと疑問に思いました。私のときはそういうことがなかったので、達成感があってよかったなという気持ちなんですけど、裁判員裁判制度というのは、そういう問題があるのかなと感じた次第です。以上です。

司会者

ありがとうございました。それでは、幾つも大事な御指摘をいただいたので、順次それを取り上げながら進めていくことにしたいと思います。今回は殺人事件とか傷害致死事件ということで、実際に人が亡くなってしまった事件を担当していただいたということになります。裁判所あるいは検察官も弁護人も、こういう事件を一般の国民の方と一緒に審理をしていく場合、やっぱり皆さん緊張もされるし不安もあるだろうということで、今までいろいろ工夫を重ねてきたところではあるんですが、そういうものが果たしてどんなふうに感じられたか、受け止められてるのかというところを是非伺いたいということで、最初に取り上げさせていただきます。皆さん恐らく事前に自分がそういう人が亡くなった事件を担当するということは御存じではなく選任手続の日に行ってみて初めて分かったということだったのでしょうか。皆さんうなずいていらっしゃると思いますね。多分事件の説明などで今回は人が亡くなってんだということが分かったんだと思いますが、何か思われたこと、不安に思ったこととかなかったのでしょうか。あるいは、選任手続の日には裁判官から事件の内容とかどんな審理なのかということで説明があったと思いますけれども、こんな話を聞いた、あるいはこういうことについてちょっと疑問が解消しなかったとか、どんなことでも結構なんですけど、選ばれてどんなふうに使われたか、選任手続の日にはどんな話を聞いて帰られたのかというあたりでお話を伺えればと思います。1番の方からお願いしていいですか。

1番

一番最初に呼出状が来て、選任手続の日には事件概要が出て、人が1人亡くなったという事件を担当するようになってから、自分たちがやるのは傷害致死の事件となったときに、人が死んで殺人罪と傷害致死と罪に分けられるというその違いがいまだに曖昧で分からず、聞いても、いまだに納得できてないから自分の中で消化できてないのかなという部分があります。自分の事件に関

しては、その公訴事実に関しては争わないということだったので、殺人なのか傷害致死なのかというのは争わなかったもので、特にそこには議論はなかったんですけれども。検察官が起訴する時点で決まってるんですよ。もうその時点で。

司会者

起訴されたときは傷害致死事件だったということですね。

1 番

そうだったので、もうそこに関しては自分たちは何の迷いもなくできたというのは、裁判員裁判をする中では一つ気が楽だったのかもしれない。人が1人死んで、もう事実があって、その次に罪を決める。最後に量刑を見るときに、殺人と傷害致死とでは量刑の見方も変わっていったので、いまだにそこに関してはちょっともやもやする部分ではあります。不安というよりは、ずっとニュースとかも聞いていて、これは何で殺人なんだろう、何でこれは傷害致死なんだろうというのは、いまだにテレビ、メディア、新聞などを見ても思う部分ではあります。

司会者

ありがとうございました。そうすると、そういう事件だということで何か心配だとか不安だとか、そういうことは余り感じてはいらっしやらなかったという感じなんでしょうか。ほかの方でいかがでしょうか。

2 番

個人的には、最初に集められたときに事件の内容を聞いたときは、それほど事件の内容が、傷害致死という内容でしたけど、特にその事件に対して何か思うということは、その時点では特にありませんでした。その際に、たしか裁判長の方から、血の付いた写真ですとか、そういったちょっとストレスを感じるようなものも見ることになると言われてましたが、それも特に個人的には何も思いませんでした。それよりかは、これから1週間、毎日、自分が

何時にどこに来てどういうふうな立ち位置で何を話せばいいのかとかいうことのほうが、どちらかというとな不安だったかなと思います。その裁判の中身に関して、本当に人が亡くなった事件だったんだなという実感が湧いてきたのは、被告人ですとかその家族の方の証人尋問ですとか、そのときになって初めて実感が湧いてきたなというのを確か覚えております。

司会者

ありがとうございます。もし、ちょっと何か自分は心配だったとか、こういうところが不安だったという方がいらっしゃれば、いかがでしょうか。

3番

血を見るのでさえ私はふだんから苦手なので、殺人事件の中でも、ナイフであったり、そういう亡くなり方によって私は精神的に変わってくるのかなと感じていたんですが、選任手続の日の説明や起訴状を見ても、難しい言葉で余り実感がわかず、内容も余り把握できず、法廷に行って被告人と初めて会ったときに緊張感が出てきたのを覚えてます。

司会者

分かりました。3番の方と7番の方が担当された事件だと、写真でなくて、イラストが出てきたんでしょうか。そういう説明が裁判長から初日にもしかしたらあったかもしれないんですけど、余り覚えてらっしゃらないでしょうか。

3番

説明はありました。説明がありまして、今回は首を絞めて亡くなられていたので、写真ではなくイラストで十分分かるという御説明がありましたので、実際にイラストを見ました。

司会者

はい、分かりました。御一緒の事件なので、7番の方、何か選任手続の日のお気持ちとか覚えてらっしゃいますか。

7 番

絞殺事件で、裁判官からは、それが写真であること、イラストであることの違いによって量刑にはそれほど影響を及ぼさないということで、裁判員の精神的なストレスということを考慮してイラストにしますよという説明がありました。殺人事件と分かって、それを担当するんだということを理解したときに、やはりそういう殺害現場の写真なんかを見なければいけないのかな、そういったものが心身的なストレスを与えとかというのを雑誌だとかそういうメディアで見たりしていたもんですから若干の不安はあったんですが、逆にその説明を聞いて、ちょっと気が楽になったなというのは覚えています。

司会者

ありがとうございました。4 番の方はどうでしょうか。何か選任手続の日のことを覚えてらっしゃいますか。

4 番

担当事件が分かったときなんですけど、それまではその事件に関しては新聞とかテレビのニュースで見た覚えがありましたので、ああ、あの事件かという感じでしたね。そのときは、新聞とかテレビで見聞きしたときの事件の内容と、実際の裁判員になってからの事件の内容が違ってたんで、割とそのイメージといいますかね、それが何とも、あっ、こういうことだったのというのがありましたね。あと、その証拠の写真とかですけども、確か私のときは白黒になって、少し修整したような写真だったんですけども、あんまり血の色とかが分からなくて、グロテスクでなくて、私としては精神的にそのほうがよかったなと思いました。

司会者

ありがとうございます。それでは、順に、5 番の方はいかがだったでしょうか。

5 番

選任手続のときに裁判長のほうから、こういう証拠写真が出ますよということとか、そういうことはきちっと説明がありましたので、今回は傷害致死だったんですけれども、特にそこで、人が1人お亡くなりになっているなどというのはありましたけれども、大きな不安とかそういったことはございませんでした。あと、死体遺棄がされておまして、その被害者の死体にウジが湧いてしまっている写真がモノクロで、あと顔の部分にぼかしがかかっておりましたので、その写真を見て特に精神的に何か負担があったかという、特にありませんでした。いろんな方がいらっしゃるので、非常に配慮されてるのかなというふうには思いました。ただ、そういった配慮の中で、ちょっと現実感が逆にないかなという、どっちがいいのかなというふうには、私自身としては直視すべきものはしたほうがいいんじゃないかなという意見をちょっと持ったところがございます。以上です。

司会者

それでは、6番の方いかがでしょうか。

6番

裁判長から大変分かりやすく説明していただきましたので、事件の内容というのはよく分かりました。その辺、大変ありがたかったと思います。

司会者

現場の写真で血が付いたものとか、御遺体そのものはなかったですけど、イラストでこの骨が折れていたとか、そういう説明もあったと思いますけれども、そのあたり御覧になって何か心配されたりとか、これは見るに耐えないとか、何かそんなところはありませんでしたか。

6番

別に。

司会者

なかったですか。はい、分かりました。8番の方も殺人事件だったと思い

ますけれども、話がだんだん選任手続の日とその後のことにも及んでいますので、どちらの件でも結構ですけど、いかがでしょうか。

8番

淡々とやらせていただいたという意識なんです。特に精神的につらかったということもなかったし。何か血だとかそういうものを見せるとか、何か具体的に亡くなったような写真を見せるとか、そういう話もなかったですし。何となくちょっと、何というんでしょう、離れた感じというんでしょうか、というような感じで話を聞きながら想像してたという感じがありましたので、特に具体的にどうだという感じはこのときはちょっとしなかったです。

司会者

はい、分かりました。ありがとうございました。それでは、だんだん選任手続の日から今度は実際に法廷で審理や評議をしている間に見た証拠についても幾つかコメントをいただきましたけれども、最初のほうに話を伺った方の中で、例えばイラストを見たりとか、亡くられる場面の話を聞いたりとか、そのあたりで何か自分はちょっとこういうところが大変だったとか、あるいはそれほどそんなふうには思わなかったとか、何か印象や感想のあった方がいらっしゃればお願いしたいと思います。先ほどまでの話だと、1番とか2番の方も、特にその点で何か負担だったとか嫌に思ったとか、そういうことは特になかったということでしょうか。

1番

そうですね。

司会者

はい、分かりました。あと、逆に5番の方からお話しいただきましたけれども、もうちょっと現実的に、例えばひどい状態の遺体の写真とか傷口とか、そういうものと向き合うということについて何か御意見がある方がいらっしゃれば。多分皆さんそのものずばり見た方はどうもいらっしゃらないような

ので、もうちょっと踏み込んででも、きちんとその御遺体なら御遺体の写真を見てもいい、あるいは見たかったとか、何かそういう御感想があるという方はいらっしゃいますか。どうぞ、1番の方お願いします。

1番

私の事件は、首を切られた事件でしたので、切られた部分はイラストで出まして、どれぐらい血が出たかというのだけ、すごい血があるところだけぼかしを入れて、周りには血が多少飛び散ってるというような写真だけ見ました。自分はそれを見て何も感じませんでした。それでさえ嫌だという人がいたので、どれぐらいの裁判員裁判でリアルなものを見ているのかなというものはありまして、それもちょっと伺いたいなと思いました。多分、私たちが受け持った裁判だけではなくて、裁判員裁判では、見るのは嫌だという人のために基準に何か作ってるような気がしたので、それも大事だと思いますが、5番さんが言うように、実際に本当に見るべきものもあつたのではないのかなと。全部を隠したら、変な話、ドラマで見るような殺人現場とかのほうは何かリアルにできてるのではないのかなという印象はすごく持ちました。

司会者

この点は、裁判所だけじゃなくて検察官、弁護士、皆さんいろいろ試行錯誤しながら何とか今までやってきたというところなんですけれども、御自分の担当された事件でこういうふうにしたらいんじゃないかとか、あるいはこんなふうには自分は思ったんだけどという御意見の方はいらっしゃいますか。大体よろしいですか。では、ここまでのところで何か、検察官と弁護士で参加されている方から、御質問でも結構ですけれど、ありますか。

築検察官

検察官の築でございます。検察官としましては、人が亡くなった事件に関しましては、人の死というものは非常に重たい事件でございますし、その方の御遺族、又は周辺の心配している御友人の方々がまさしく御遺体を見てい

るということもございますので、そういう客観的な証拠という形できちんと立証したいという気持ちはいろいろございます。ただ、裁判員裁判の関係でいろいろ工夫しなければいけないということではございますが、先ほど7番の方だったですかね、裁判官のほうから、量刑にそれほど差がないのという御説明があったということなのですが、それはもう少し具体的に言うかどうかという話だったのか教えていただければと思うのですが。といいますのは、検察官としては通常、やっぱり客観的なものを非常に重視して立証してくださいと指導されておりますので、イラストと写真ということの違いの関係で、もう少し裁判所のほうから何かお話があったのであれば教えていただければと思います。

7番

ちょっと記憶の範疇での話になりますが、ロープを使って絞殺したと。それを二重に巻いてという部分で、実際の写真とイラストで何か大きな違いがあるかという点、十分にイラストでも伝わるものであると思いますという説明と、それから実際にそのロープを縛ったことで幾つかの骨が折れているというようなことは、文字で書いてありました。それで、裁判長の説明としては、やはりPTSDみたいな問題があるので、それほど審理に大きく影響を及ぼさないような証拠写真であれば、PTSDだとかそういった観点からも、イラストに替わって何ら問題がないというものであれば、事前に検察側と弁護側ですかね、裁判官と事前の準備をする段階で話をして合意に達したと、ちょっとそこは明確に覚えてないんですが、事前に話合いの中でイラストにしたというような説明であったと記憶しています。

築検察官

ありがとうございます。

司会者

ほかに御質問等はよろしいですかね。

小林弁護人

先ほど1番の方から、同じ裁判員の方で、ちょっとこれはというような反応があったというお話があったんですけど、結局それらの方々は、その写真を意識から排除するような形で議論されるのか、それともどうなのか。そこから辺のその後の対応というのは、どうだったのかなとお伺いしたいんですが。

司会者

そういうものを見たことで何かちょっと考えられなくなったりとか、あるいはもう仕事を続けるのが難しくなったとか、そういう御趣旨ですね。

小林弁護人

そういうことです。

1番

その方々もそのまま議論には参加してましたし、その後に関しては、言葉では言っていましたけれども、多少はという言葉だったので、最初の印象と徐々に見ながらということなので、それほど私から見て変化があったように思えず、多分大丈夫だったのではないのかなと思っております。

小林弁護人

分かりました。ありがとうございます。

司会者

今御質問もいただいたとおり、こういう事件を担当するときには、裁判官としても検察官、弁護人と十分相談してですね、本当に見ていただかなければいけないときはあって、必要なものは見ていただくと。ただ、本当にこの事件でどういう証拠の形が一番適しているのか、それが本当に必要なのかどうかということは、いつも三者で相談しながらやっているところです。選任手続の日にそういう不安をかきたてるような証拠が出るものは、きちんとお話をすると。それから、審理や評議の間も、これからそういう写真が出ます

よという話をしますし、それから写真が出た後も、今1番の方に言っていたような反応があればですね、よくその方の様子を注意深く見て、そのままやっただけのようであれば、反応を見ながら対応するということを心掛けているところです。決して正解はないので、一件一件、検察官、弁護人と相談しながら対応しているところですので、今後もこれは工夫していく必要があるだろうなと思っております。先に進ませていただいて、今度はもう少し一般的な形で審理の内容について伺っていきたいと思います。恐らく皆さんが事件の内容を詳しく知るのは、最初に冒頭陳述という形で検察官と弁護人が、予告編のような、この事件でどこに注目してもらいたいかということ話をしてくれたときだと思います。最後のところでは論告・弁論という形でまとめをされたのを聞いていただいたと思います。これらは証拠ではないんですよということも注意をされたかと思います。まず、冒頭陳述のあたりで、自分の担当する事件はこういうところがポイントなんだということが果たして理解できたかどうかというあたりについて伺っていきたいと思います。どなたか、自分はこんな気持ちだったということがあれば伺いたいと思いますけれど、いかがでしょうか。4番の方と2番の方は一部争うところがある事件だったと思うんですけれども、何かその後のことを、証拠調べなどを見て、最初に冒頭陳述を聞いたときに、あっ、そこが問題なんだなということが分かったかどうかというあたりは何か感想はありますか。いかがでしょうか。2番の方お願いします。

2番

その点に関してはきちんと説明もされていきましたので、今後どこの部分に焦点を当てて考えていかなきゃいけないのかというのは、ポイントはよく分かってました。それなので、理解できてますということになると思います。

司会者

はい、ありがとうございます。4番の方はいかがですか。

4 番

私の事件に関しては、割と複雑な事件で、いわゆる犯人、被告人と被害者しかいない状況が長かったものですから、いろいろなものを推測してやる裁判でしたけれども。その中でも、特に冒頭陳述のほうも多分分からないことはなかったので、問題点はたくさんありましたけれども、理解はできました。

司会者

ほかの方は、一応その犯罪の成立は認めながら、でも一部言い分の違うところ、あるいはその事情についての見方が異なるというような事件が多かったと思いますけれども、何か最初にオープニングで聞いたときに、これからこんなところに注意して聞いていけばいいんだなということを理解できたか、あるいは、もうちょっとこういうやり方のほうがよかったんじゃないかというのがあれば、どなたかいかがでしょうか。1 番の方、何かありますか。

1 番

私の事件では、冒頭陳述の要旨という形で、どこを見てください、あとは量刑のポイントだというのがあったので、それを見ながら起訴状を見て、国語の問題を解くように、ここに線を引いて、ここにチェックするという感じで、何か読み取るというような形でチェックして、ポイントを付けてやっていったので、すごく見やすかったと思います。何か解く手順が分かったかなというような感じでやっていったので、すごく分かりやすく、単純作業で見ることにはできました。弁護人の説明で、ホワイトボードを使って、ここに注目してくださいというのがあったので、自分が見てる資料だけでなく、目の前で起こった変化というか、視覚的にもすごくインパクトがあったので、そこを見ながら、これからここを見ればいいんだなというのはすごく印象づけられたという思いがあります。以上です。

司会者

ありがとうございました。5 番の方の事件は比較的登場人物も多かったり

とか、いきさつもそれなりにあったということだったと思いますけれども、そのあたり何か最初に聞かれて、こういう流れなんだとか、こういうことが問題になるんだなというのは、大体どうでしょうか。御理解できたでしょうか。

5 番

特に法廷に関しては、分かりにくいということは全くなく、資料もしっかりしていましたので、問題はなかったかなと思います。ただ、それを、その後法廷でいろいろ証人の話を聞くと、逆にどんどん分からなくなっていくというような、そういう経過をたどりました。

司会者

今言われたのはあれですね、証人が四、五人出てこられて、それぞれ御自分の記憶とか立場で話をされて、なかなかそれが一致しないというか、人によっていろいろ言うことも違ってと、そういうことですか。

5 番

はい。

司会者

分かりました。ありがとうございます。6 番の方の事件は、冒頭陳述を拝見すると、もう何かかなり最初から弁護人のほうが、できれば執行猶予にというようなことで明確な主張がされてたような記憶がありますけれども、何か聞かれて、こういうことが問題なんだなと思ったことはおありでしたでしょうか。

6 番

被告人が殺人を犯したということは、もう紛れもなく事実なんですね。その過程で、殺人を犯すまでの数年の過程というのをちょっと説明して下さったので、よく分かりましたし、また、弁護人の被告人を思う、本当の愛情深い、やっぱり、何というんですかね、被告人を救おうという気持ちもよく

伝わってきました。

司会者

最初から刑務所に入れるか、執行猶予にするかどうかというところがテーマだということは、とてもよく分かったということでしょうか。

6番

はい。

司会者

はい、ありがとうございます。お待たせしました。8番の方についても、かなり重大なというか、争いはなくても結構重い事件だったとは思いますが、何か最初に聞かれたところで、検察官、弁護人の主張で分かりづらかったところとか、何かそういう点はありましたか。

8番

特にはそういうものはなかったと思うんです。被告人も弁護人も一切争わないという感じで、それぞれもう認められちゃってるというお話で、あとは刑期をどうするかということだという話がかかなり最初から明確だったんで、お話を聞くときも、ずっと順序立てて聞いてるとよく分かったし、もう紛れもないんだなという感じがちょっとあったもんですから、余り迷うようなことはありませんでした。そういう意味では、いい事件を担当させていただいたのかなという感じがいたしました。

司会者

争いがなくて、刑の重さが問題なんだなということはよく分かったと、そういうことですか。それでは、この後、今度は証拠調べのことを伺っていきたいと思います。その後、ちょっとまとめの意見や論告・弁論のことは伺わせていただきますが。冒頭陳述のところではよく分かったんだけど、何か証拠調べを聞くといろいろ難しく感じたというようなことを先ほど言っていたいただきましたが、証拠調べの中で、特に証人尋問や被告人質問というもの

を聞いていくところで気がつかれたこと、あるいはもうちょっとこういうやり方がよかったんじゃないかなと思われたようなところで、何か御意見があるという方がいらっしゃればお願いします。じゃ、ちょっと先ほど先に言っていた5番の方からまず伺いたいと思います。死体遺棄の事件で共犯者が2人いて、その方達が目撃者のようなところもあり、それからそれ以外の目撃者の方とか、解剖されたお医者さんとか、そういう方が証人で出られたということでしたけれども、何かやっぱりこの辺がちょっと難しかったとか、そういうところで御感想があればお願いします。

5番

多分その起こった事実、罪となるべき事実だけを見ていけばいいと思うんですけども、やはり証人の話を聞いていると、実際それはほかのところはどうなんだろうとか、そういうことがやっぱり聞けば聞くほど疑問に思ってくるのがいっぱいあるんですね。それは量刑を決める部分においては余り関係ないのかもしれないんですけども、何でこの前後関係が出てこないんだろとかというのは、多分検察官の方が量刑を決めるには必要ないものだというふうに判断をされて出てきてないんだと思うんですけども、非常にこう、特に時間の流れが複雑だったので、一体何が起こったのか、どういう手順で行われたのかがよく分からない。最後の最後まで分からない。でも、どうやら殴って死なせちゃったらしいというところだけが分かる。それでいいんでしょうけれども、すごくもやもやした、今でももやもやしてるんですけども、そういう証人尋問の中で分からないことがたくさんあるなど。それを聞く時間がやはりないというか、聞いてもしょうがないんだろうなというのが分かるのにすごく時間がかかったというところがあります。あと、医師の証言が出てくるんですけども、専門用語が多くて分からないです。グラフとか表とかイラストとか出てくるんですけども、平面的でよく分からない。もうちょっと3Dにしてくれないかなと。どういう深さでどれぐらいの大き

さなのかということとか、内部的に何がどういうふうになってるのかということが、箇所は分かるんですけども、どれぐらいの強度なのかということが推し量れないんですね。それなので、ちょっと医師の証言も難しかったかなという感じです。思い出すとその2つです。

司会者

結局イラストで、ここに骨折の痕があってというような形で丸を付けたりとか、そんなことで専門的な御説明があったんだけども、もう少し一般に素人の方にも分かりやすくしてもらったらよかったなと、そういうことでしょうか。それから、1つだけ私から伺いますけど、特に事件についてもうちょっと何かこういうところも聞きたかった、あるいはこの辺は何で聞いてくれないのかなと思ったというあたりは、結局証人をみんな聞くまでは分からないままだったのか、それとも何か、裁判所からも質問ができると思うんですけど、そういうところで少し質問を試みたりとか、そのあたりはどんなふうにして対応されたんでしょうか。

5 番

評議室に戻ってきて、どういう質問をしたいですかというのが事前にある程度まとめられて、どんどん聞いてくださいという雰囲気がありましたんで、聞こうと思えば聞けたんですけども、私の中でもこれ聞いても多分量刑にあんまり影響しないんだろなというふうに思って、あえて聞かなかったというところもあります。ただ、こういう場にいたときに、この人ってどういう人なんだろうとか、やっぱり人間性を知りたいという心理はどうしても働くので、情状の部分に入ってくるんでしょうか、やっぱり聞きたいという心理はすごく働きます。ちょっとうまく答えられなかったですが。

司会者

分かります。ありがとうございます。ほかに、もう少し証人をたくさん聞いた事件を担当された方もいらっしゃるのでは伺いたいと思います。2番の

方も、お医者さんとそれから事件に関係する方3人ぐらい証人で出てきたと思いますけれども、証人や被告人の話を聞かれて思われたことというのはありますか。

2番

証人に出てくる方達というのは、実際にその現場を生で見た人達なので、例えばその現場の距離感ですとか、自分が立っている場所から実際に殺人が起きた現場までの位置とか、そういうのは分かった上でお話をして、私たちは実際にそれを平面の地図で見る形になるんですけど、やっぱり、ある程度は分かるんですけど、その地図の中でここからここまで何百メートルみたいな形で全てテキストで書き出されてる状態ですと、なかなかこう初めて、私たち一回も見たことない人間からすると、なかなか距離感とか、実際のその場所が何かイメージしづらいというのはやっぱりありましたね。何かもう少し映像とか、実際に現場に行くことは多分できないと思うので、写真とか平面に書かれたテキストの地図とかではなくて、その映像、この距離からここまでを見たときの実際の映像での距離感みたいなものが、もうちょっとリアリティーある形でその場で見れるといいのかなというのは感じました。

司会者

たしか暴行の場所もどンドン動いていって、それについて防犯カメラの画像を何かつなぎ合わせたような証拠が調べられたと書いてあったんですけども。

2番

そうですね。そう書いてそう説明していただくんですけど、やっぱりなかなかイメージできないですね。そのカメラで映ってるのもかなり夜中の薄暗い中でちょっと一瞬影が映るみたいな映像なので、そこの現場を見てその映像をもう一回見返してる人と、初めてそれを本当に写真だけで見ると、やっぱり何か理解度というか、それはちょっと違うのかなと思います。

司会者

恐らく数字や言葉で説明されることがなかなかイメージとして捉えづらいという、そんなことでしょうか。

2 番

そうですね、はい。一言で言うとそうだと思います。

司会者

ありがとうございます。それでは、4 番の方の事件も、証人が五、六人いて、いろんな立場の方が出てきたように書いてあったんですけども、何かその証人や被告人の話を聞いたところでお気づきになったところとかありましたか。

4 番

検察官の質問なんですけども、個人的な感想かもしれないんですけども、裁判員の感情に訴えるような質問の仕方というか、被告人に対して悪印象を持つような、何かちょっとエモーショナルというか、そういうふうにリードしてるような感じはしたんですね。私の個人的な感想なので実際は違うかもしれないんですけども、ちょっとそういうところがありましたね。

司会者

もう少し教えていただくと、それは被告人に対する質問の仕方がちょっと追及的というか、とがめるような、そういう調子だったという感じですか。

4 番

そうですね。過去に前科があったんですけども、そのことを持ち出してきたりとか、その裁判に関係ないようなことも話したりとかですね。やっぱり聞いてて、ちょっとリードしてるような印象を受けました。

司会者

分かりました。恐らく検察官としてはそれが事件や情状に関わるということで聞かれたんだと思いますけれども、4 番の方からすると、そこがいま一

つ、どういう関係があるのかなというところがよく分からなかったということなんでしょうか。

4 番

過去の前科のこととか、事件に関係ないことも聞いていたので。多分、裁判員制度になってからの法廷でのやり方を変えてきていると思うんですね。裁判員に対する、いわゆる素人裁判員に対する質問の持っていく方というか、裁判の仕方というか、そういうのがあるような気がしました。

司会者

分かりました。その辺は後でまた検察官からも可能であればコメントをいただきたいと思います。それから、1 番の方は、証人はそれほど多くはないと思うんですが、結構被告人と被害者の体勢や刺し方とかをめぐって争いがあったというような事件だったと思いますけど、尋問を通じて何かお気づきのことはありましたか。

1 番

私の事件は、施設で起こった事件で、これは4 番の方が言ったことと自分はちょっと異なってしまうんですけども、証人が2 名出たんですけども、判決にもありますが、最初の証言者が施設にいる人ということで、矛盾がたくさんあったのでこの人の証言は信用できないなと思ったんです。その次に出てきた証人の方が警察官だったので、その人の意見がそのままずっと入ってきたことがありました。そして、最初の冒頭陳述では量刑を争うポイントの中に累犯という言葉は出てきませんでした。私は一度罪を犯した人についてはそういう目で見ってしまうというような意識があるなというのはすごく印象があったので、この最初のやり方、冒頭陳述の中では前科者というのが出てこなかったのはすごく印象深かったなと思います。

司会者

ありがとうございました。多分そういう配慮もあって、前科に関すること

を後で調べるという進め方をされたんだと思います。6番の方はお医者さん、福祉の関係の方の話とかを4人ぐらい聞かれたと思いますけれども、何かそういう専門家の話を聞かれて感じたこととか思われたことがありましたらお願いします。

6番

そういう方がいらして被告人が更生するのであれば、こんなありがたい話はないと思いました。今度の事件の被告人の場合は、自分の犯した罪の大きさというのは分かってらっしゃらないと私はそのとき思いました。それだったら、そういう過程の中で自分の罪の深さとお母さんの冥福を祈って今後生きていただくのが一番いいんじゃないかとそのとき思いましたので、弁護士、それからお医者さんのお話、本当にいいお話だとそのとき思いました。

司会者

ありがとうございました。3番と7番の方の事件は、事件そのものについてというよりは被告人の話はかなり詳しく聞かれ、8番の方も含めて御遺族あるいは情状の証人という方だったと思いますけれども、何か証拠調べ、証人の話や被告人の話を聞いたというところでお気づきのこととか思われたこととか、こうしたらよかったんじゃないかというのはございますでしょうか。

3番

私が担当した裁判では、証人の方も一切出てこず、お医者さんのお話もあったんですけども、これは電話で聞いたということで、聞いた内容を間接的にこちらが聞いただけでしたし、御遺族の方もお手紙でいただいたということで、そちらを読み上げられているのを聞いただけでしたので、被告人の人となりや人間性というのは、被告人の話を聞いて判断するというだけでは少し難しかったです。

司会者

可能であればもう少しやっぱり周りの方の話も聞いてみたいなと思われた

ということでしょうか。

3 番

はい、そうです。

司会者

分かりました。7 番の方はその点は何か御感想ありますか。

7 番

被告人の話と弁護人の話の中で、証人がない中で被告人がどういう生い立ちでというバックグラウンドの説明をかなりしてくださいました。それというのは、その被告人のバックグラウンドを理解する上では非常に聞けてよかった話であったなというふうに思います。ただ一方で、両方のサイドから証人があって客観的な話という部分、両方が聞けてないというところは、ちょっとアンフェアだから少し割り引いて聞いとかなきゃいけないのかなという気持ちがありました。

司会者

ありがとうございました。8 番の方は、被告人の身内の人、それから御遺族の証人の方というのも来られたと思います。それから、証拠調べの中では凶器になったものを実際に調べて手に持ってみたりとか、そんなこともされたと担当した裁判官から聞いたんですけれども、何かその証拠調べの中でお気づきのこととか、ありましたらお願いします。

8 番

特に気がついたことというのは余りないんですけど。被告人のお姉さんという方が登場されて、出てきたときにはいろいろと面倒見ます云々の話をされたんですけども、量刑的にも、結果は19年になってるんですけども、かなり長い時間が求刑されるということは分かってたんですけども、出てきて、後々出てきたら面倒見ますと、こう言われたんですけど、何となく、そんな長い間そのお姉さん自体が生きてるのかも分からんようなところで、

ちょっと空虚な感じの話があつて、やっぱりそういうことが裁判上必要とされてて、身内の方が少しでも後を面倒見るといふ話をする事によつて、本人の刑が軽くなるといふことを期待されて多分されてるんだと思ふんですけども、ちょっと何となく実感がなないなといふ感じがいたしました。

司会者

今、一回り証拠調べのあたりで御意見を伺つてきましたけど、ここまでのところで何か検察官と弁護人から御質問があればお願いします。

小林弁護人

既にお医者様の話が分かりにくかつたといふお話を5番の方がされていたと思ふんですが、今回の皆さんの中では、そのほかにもお医者様がお出になつてゐる事件が幾つかあるかと思ひます。その皆様方にお伺ひをしたいんですが、お医者様の話は理解できましたでしょうか。あるいは、こういう点がちょっともう少し足りないなといふことがあつたのかどうか、そこら辺についてお伺ひしたいと思ひます。特に弁護側の医師がお話をしてゐるのは6番さんだつたと思ひますが、そこら辺についても何かこういう工夫があつたらよかつたとか、もうちょっとこういうところは教えてほしかつたなとか、何かございましたら教えていただければと思ひます。

司会者

6番の方が聞かれたのは、お二人お医者さんを聞かれて、どちらも精神科医の方ですかね。それから、2番と4番、5番の方は解剖された法医学の方だつたと思ひますけれども。御質問もありましたので、精神科医の話を聞かれた6番の方、何かお医者さんの話で思われたことがあれば教えていただけますか。

6番

精神科のお医者さんお二人いらして、お一人の方は結局刑に服したほうがいいとおっしゃつたと思ひます。それからもう一人の方は、先ほど私が言い

ましたように、更生施設に入って刑を償いながら今後のことを考えるとおっしゃったので、両方おっしゃることはよく分かりました。

司会者

法医学の関係を聞かれた方でどなたか、こういうやり方だったらよかったということはありませんか。5番の方にもお話しいただきましたけれども、2番の方、4番の方、お医者さんの話ですけれども、どうでしょうか。

2番

お医者さんの話なんですけど、100%理解できたかと言われると、多分そうじゃないのかもしれませんが、もちろんその中にいろいろと難しい病名の言葉、キーワードなんかが出てくるんですけど、最終的にどれだけひどいことをやったのか、どれだけ重体だったのかというのは何となく分かったかなと思ってます。いろいろ分からないポイントはありますが、最終的にどれぐらいひどいことをやったかというのは分かりました。

司会者

4番の方お願いします。

4番

私の裁判では法医学の先生が出てこられまして説明されたんですけども、説明はよく分かりました。それで、逆にその説明がよく分かって、実は起訴状にない部分が出てきて、何とももどかしいというか、結局起訴状に書いてあることが全てなもんですから、せっかく裁判で起訴状に載ってないことが明らかになっても生かされないというのは非常に残念に思いました。結局その起訴状を作成された検察官の方がちょっといま一つだったのかなというふうに私は思っていました。

司会者

確か、九十何か所もけががあつてとか、何かそういう説明だったんでしょうか。

4 番

結局その裁判で法医学の先生のお話を聞いて、聞いた話と起訴状に載っている内容が、起訴状の内容が結構足りなかったというか、そこがちょっと残念でした。非常に死因に関する重要なことだったんで。

司会者

この点はよろしいですか。何かあれば。

築検察官

1つの場面が、例えば一瞬暴行があったというだけではなくて、非常にその暴行の事件とか犯行の時間が長いときに、複数の証人が出てくることになって、そうすると、その方々が再現ドラマみたいに時系列順に全部同じような形で説明して行って、このポイントについてどちらの方が信用できるかということであればいいのですが、やはり目の前でいろいろ目撃していても、記憶の中できちんと全部整理できて、きちんと説明できるかということ、そういうわけではないと思うのですね。その中で、検察官としては、記憶があるところで分かりやすく証言していただいて理解していただくということは工夫はしているのですが、ただ、やはりたくさんの方が証言の中で出てくると、皆様の中でやはり情報整理がとても大変になってくるのではないかと思います。その点で検察官としてこういう工夫をしてもらえば助かるとか、こういう工夫があって助かったとか、そういう点がございましたら教えていただければ助かるのですけれども、いかがでしょうか。

司会者

特に同じ場面を複数の人から話を聞いたと、そんな証拠調べを経験された方ということだと思いますけれども。では、5番の方いかがですか。

5 番

同じ場所に被告人を含めて3人いらっしやったんですけど、言ってることがばらばらなんですね。ただ、確からしいポイントは二、三か所あるんです。

それを一人一人出てきて、そのたんに聞いて一所懸命メモをして、時系列で全部まとめたんですね、自分が。あれは大変だったんです。出てくる証人で何があったのかというのが、グラフというかスケジュール表みたいに時系列でまとまればよかったかなと。ここだけはどうやら一致する、確からしいポイントだというのが、3人の証人が出てきて全部聞いてから初めて分かるような感じだったんですね。それでもちょっと怪しいかなと。それからあと、後からもう一回聞けないじゃないですか、証人に。あれ聞いときたかったというのがもう一回聞けないんですね。3人目の証人の話を聞いてから、あの1人目の証人に聞いとけばよかったというポイントが出てきちゃったりとかするので、そこですよ。何か表みたいなものが欲しいと思いました。

司会者

ほかの方で今の御質問はよろしいでしょうかね。何かありますか、御質問が。

江口弁護人

弁護人の江口です。弁護士として被疑者、被告人と接していると、目の前の相手はいろいろな側面を持っていることが分かります。その中で、どの側面、どういった特徴を強調するかは結構悩ましい点なんですけれども、皆さんにお聞きしたいのは、例えば冒頭陳述ですとか、あるいは被告人質問ですとか証人尋問の中で、被告人の人間性や人となりについて語られている、あるいはバックグラウンドについて語られている部分があったと思うんです。その語られた人間性についての説明があったことで、犯罪行為それ自体についての理解も深まったかどうか、あるいは、結局人間性についての説明はあったけど、犯罪行為の説明も証拠調べのほうでやってみると、余り犯罪と関係ないじゃないかと思ったかについて教えていただけますか。

司会者

冒頭陳述でこんな人だということを説明されて、恐らく通常はその話は情

状の証人とか被告人質問の中できっとまた出てくる話なんだと思うんですけど、その辺が犯罪そのもの、犯行そのものについての何か事実についての認定をするのに役に立ったり、あるいは余り関係ないと思われたか。そういう点でよろしいですか。

江口弁護士

はい。こういうキャラクターだからこういうことになるんだと。

司会者

どなたかその点で何かお気づきのことがあれば。7番の方お願いします。

7番

私が参加させていただいた裁判の被告人の生い立ちと申しますか、割と一般的に見てちょっと不幸な生い立ちであると。それは弁護人のほうから説明がありまして、具体的な事例とともに、それも1つだけではなくて、そういったものが幾つかあって、それがその性格を形成していく上で恐らくやっぱり何らかの影響があったんであろうと。人間ですから、やはりそれを見たときに同情してしまう側面があったのも事実です。ですからその事件と直接関係性があるかというのは、それは恐らく科学的な証明というのはできないと思うわけですが、やはり人間が裁く以上、やっぱりそういったバックグラウンドを知るとというのは、その刑が重くなる軽くなる両方あると思うんですけども、我々としては司法のプロではないので、逆にそういうバックグラウンドというのは知っておきたいな、知っててよかったなという気はいたしました。

司会者

判決で拝見すると、それほど知能の面で恵まれてない、能力的に恵まれてないということとか、いろいろと生きづらい事情をやっぱり抱えている方だと。そのあたりですかね、今お話しいただいたのは。

7番

そうですね。父親を知らないとかですね。そういったことです。

司会者

その点は何か3番の方は聞いてて自分なりに思ったことというのはありましたか。

3番

私も知れてよかったと思うんです。少し知能が低くなった経緯がバックグラウンドによって起こされたことであると感じましたので、バックグラウンドを知って深く被告人のことを理解する上では重要な意見だと思いました。

司会者

最後に検察官と弁護人からまとめの意見という形で論告と弁論を聞かれて、そこでは証拠調べの結果を当事者、検察官と弁護人はどう考えてるのかということ、それから更に刑を決める場合にどんな事情に注目すべきなのかという御意見を聞かれたんだと思います。それを踏まえて裁判官と評議をするというように進んでいくわけですが、この論告・弁論のあたりで何かお気づきのところ、あるいはこういうところはちょっと考えたほうがいいんじゃないかというようなことがあれば、どなたからでも結構ですから、お話しいただければと思います。分かりやすかったのかどうか、それからその後の評議で役に立つようなものになってたのかどうかというあたりで順に伺ってもよろしいですか。まず1番の方からお願いできますか。

1番

私の事件では、量刑だけを争った事件なので、すごくポイントを絞られて、弁護人はどこを見てほしい、検察官は、ここは事実だからここだけは曲げないでほしいというような主張が明確だったので、すごく分かりやすかったです。そして、あとは自分達のいわゆる心情をどう動かすかというような内容だったので、私はすごく冷静でいよいよと思ったんですけれども、先ほど言ったように自分の中にある偏見でしょうか、何かそこに動かされてしま

って、すごくそれがあつ方向に動いたようには思つてるので。

司会者

ありがとうございました。2番の方は確か同時傷害というような法律的な主張もあり、それから被告人がやつた暴行が死の結果に影響してゐるのかどうかという点もあり、更に刑の重さについてというところで結構盛りだくさんな意見だつたと思ひますけれども、聞かれてて何か感想はありますか。

2番

特に審理や評議で説明した内容は理解できましたかという点に関しては、全然問題なく理解できたと思つております。最後に出された量刑グラフとかに関しても、すごく分かりやすい形で理解できて、シンプルに意見も言えたかなと思ひます。

司会者

それでは3番の方、検察官、弁護人のまとめの意見、それからそれに引き続く評議のところですが、何か思われたこととかがあればお願いします。

3番

論告も弁論も、私は両方の言い分とか伝えたいことが伝わつて分かりやすかつたですし理解もできましたし、量刑グラフのほうも参考にという前提でお話しされて、見させていただいた上で評議ができましたので、問題なく進めたと思ひます。

司会者

ありがとうございました。4番の方は今の点はいかがでしょう。

4番

争点が2点ぐらいありまして、いろいろと複雑なところもあつたんですけども、資料のほうが比較的整理されていまして、分かりにくいということはなかつたです。問題は特にありませんでした。自分の場合は、過去の量刑傾

向をどこまで参考にしていいのか、傷害致死と殺人の違いをどう考えればいいのか、悩みました。

司会者

ありがとうございました。5番の方は、まとめの意見、それからそれをまた使った評議というところで何かお気づきのところがあればお願いします。

5番

そうですね。検察側の最後の論告要旨が非常に論理的にまとめられていて、最終的に何か、そうだよ、そうだよ、そうだよ、ということ、非常に分かりやすかったかなと思います。パワーポイントとかも使われていて、非常に、自分の仕事にも役立てたいなというぐらいよくまとまっていて理解しやすかったです。その後、やっぱり評議していく上で、一つ一つそれをチェックしていけるようなまとめ方になっていたのでよかったかなと思います。弁護側の資料に関しては、どちらかというやはり情状的なところに訴えるところがあったんで、そういう意味でいうと、ちょっと検察側の資料と比べてしまうと、ちょっとどうしても説得力の違いを感じてしまったというのが今回の案件だったと思います。ほかの案件はちょっと分からないですけども、今回はそう思いました。

司会者

6番の方は、当事者のまとめの意見とか、それを評議でどんなふうに使われたかというあたりで何か御意見はありますか。

6番

いえ、もう別にございませぬ。

司会者

よろしいですか。はい、分かりました。では、7番の方はいかがでしょうか。

7番

量刑グラフ含めて非常に分かりやすく、評議も順調に進みました。先ほど最初の質問で裁判員を務めた感想の部分で申し上げたんですが、量刑がどのように決められていくのかという部分が、自分としては全く分からなかった。自分の場合も、過去の事例をどこまで参考にしたらいいのか悩みました。

司会者

ありがとうございます。8番の方は、今の当事者の意見、それからそれを使った評議というあたりで何か感じられたことはあるでしょうか。

8番

私の担当した事件も割合単純で、量刑を決めるという形だったと思うんですが、量刑を決めるに当たっては量刑グラフ等々を示されて、おさまるところにおさまったという形で決まったわけです。それが私たちの事件ではなかったんですけども、死刑判決が出て上級審でひっくり返されるというような形というのは、どういうふうに考えたらいいのかなということなんですけど、上級審との差、裁判員裁判じゃないところとの差をどういうふうに考えていくのかというのが私はよく分からないんですけれども、その辺のところを今後どういうふうにやっていかれるのか、裁判員裁判は裁判員裁判、上級審は上級審だという形にするのか、何のために裁判員裁判をやるのかというところがちょっと問われてるのかなという感じがして、私自身はちょっとその辺のところを気にしております。

司会者

ありがとうございました。もう既に何人かの方々から、要するに刑はこんなふうに決めていくものなんですよと、法律はこういうことを裁判官、裁判員に求めていますよと、その中では、何人かの方がおっしゃった量刑のグラフのようなものを使って、そこで裁判官から多分何のためにこういうものを見てもらうのかとか、それに拘束されるようなものなのかどうかとか、あるいは公平でないといけないというのはどういうことなのかというような説明も

あったかと思えます。もちろんそれだけではなくて、当然その当事者が指摘してくれたこういう事情に着目してくれば、例えばこの事件ではこういう刑になるはずですが、あるいはこういう幅になるはずですが、そういう話を皆さんかなり詳しくお聞きになり、評議の中で議論したと思えますけれども、その刑を決めるあたりで受けた説明、あるいは考え方というものについてどんなふうに思われたのかなというあたりをもう一度、ちょっと重ねてになっちゃう方もいらっしゃるんですけど、伺いたいと思えます。難しかったとか、よく分からなかったとか、そういうことでも構いませんけれども、どなたかがでしょうか。では、まず最初に伺っていくと、3番の方と7番の方の事件は、求刑が18年で弁護人は11年という意見を言われ、主文が14年ということだったと思うんですけど、比較的、殺人1件でお金のトラブルでひもを凶器で使ったものは何年ぐらいでというような、いろんな条件を並べてデータを出して、グラフが示されたりしたと思うんですけども、そういうのは評議の中で考えていく上で納得いったか、あるいはとても参考になったかどうかというあたりはいかがですか。その当事者の意見というのは、やっぱり考える上では大分参考になりましたでしょうか。その点は何か聞かれてはいかがでしたか。どちらからでも。

7番

それは非常に参考になりました。実際、審理、評議のところで裁判長から資料の説明があって、量刑グラフ、それからそのグラフをどう読み解いていくんだという部分はしっかりと理解ができるような説明をいただきました。

司会者

ありがとうございました。3番の方、検察官と弁護人も多分そういうことに注目した意見を述べたと思うんですけども、そのあたりは何か御自分の意見を考えていく上で参考になりましたか。

3番

検察官や弁護人からは、最後の求刑しか何もおっしゃってなかったように思うんですが。

司会者

分かりました。それは評議の中では参考にしたということでしょうか。

3番

はい。

司会者

分かりました。ありがとうございます。それでは、ほかの方でいかがでしょうか。何か刑を決めるところでこういうことが難しかったとか、当事者や裁判官から説明を受けたところで、ちょっとこういうところはよく分からなかったとか、何かもしそういうところがあれば是非お話しいただければと思います。まず5番の方の事件は、検察官から検索の条件に当たるようなものを挙げながら意見が述べられていたような気がするんですけども、その辺は何か参考になりましたでしょうか。

5番

今回の裁判は量刑を決める裁判だったんですけど、本当に最初は全然ぴんとはなくて、とても悩みました。市民感情というか、本当に個人的な感情からすると、そんな刑務所入ってないで一刻も働きなさいよと思ったりするわけですね。でも、ほかの事例やらほかの案件やらそういうこと、ほかの方への説得力を持たなきゃいけないので、致し方ないなと思いました。

司会者

ありがとうございます。やはり責任の重い事件を担当されているので、刑を決めるところが難しかったという御意見が多かったように思います。何か刑を決める話合いのところでほかにこんなふうに思ったというのがあれば教えていただけますか。8番の方は確か被害者参加をされた方も御意見をおっしゃられたと思いますけれども、検察官が22年という求刑をされ、被害者

参加人の方はたしかもっとそれより大きな数字をおっしゃったようですけども、その点で何か印象に残られたこととか思われたことはありましたか。もしあればお願いします。

8 番

家族からはずっと一生入れといてくださいというような話があったと思うんですけども。求刑が22年で、弁護人からは15年だったと思うんですけども、最終的に19年になったと覚えております。その範囲の中で決める話で、量刑グラフを見ながらやっていったんで、余り大きくぶれたという感じはちょっとしなくて、ある範囲でおさまったのかなと思ってます。

司会者

ありがとうございました。検察官と弁護人の方で御質問とかある方いらっしゃいますか。

加藤匡倫検察官

ちょっとこれ、できる範囲でお伺いできたらと思うんですけども、検察官の求刑について、先ほど4番の方だったかと思うんですけども、大体検察官の求刑の7割8割で予定調和だなというようなことをおっしゃってたんですけども、検察官の求刑というのは、要は検察官の本心としてはこれぐらいだけちょっと吹っかけて言ってるんだと、だから裁判員としては、それは要は検察官は吹っかけてるんだからもうちょっと下げたところが検察官の本心なんだろうなと理解されてしまっているのかな、あるいは検察官の求刑というのはこういうもんだよというようなことを裁判所のほうから何か御説明とかがあったのかなという部分にちょっと関心があるんですけども、この点について誰かお話しできる方がいらっしゃればお願いします。

4 番

特に裁判官からはそういうことは言われてませんが、今までの印象としてはそういう気持ちはちょっとありました。多少吹っかけてるというん

ですか。少し多めに求刑してるような気がしてました、今までは。実際裁判に出てみて、そういうものかなというような感じがしましたね、やっぱり。逆にそういう、求刑とほとんど同じような判決が出た場合は、結局二審で覆されたりという場合もありますよね、問題として。それは市民感情に近い、求刑に近いような気がしましたね。私の裁判ではですけど。

加藤匡倫検察官

ありがとうございます。

司会者

実際にやっごらんになったら、別にそんなに吹っかけてるというわけじゃないと、いうことですかね。ほかに何か、検察官の求刑、弁護人の御意見でもいいんですけど、聞かれて、当事者の意見について何か思われたという方はいらっしゃいますか。どうぞ、1番の方。

1番

自分は裁判のシステムが分からないんですけども、検察官が求刑をしたときに、弁護人は何が何でもそれを下げよう、求刑より下にしようという意識が働くのか、このままでいいと思うのかというのがすごく印象がありまして、自分の事件では、確か国選弁護人でしたので、どういう裁判をやるのかいまいち分からなくて、このままでいいんじゃないのかなと自分は思ってたんですけど、それを下げるとというのがすごく強引だったというか、何かその求刑を減らすためにすごく強引な手で下げてるんじゃないのかなという印象があって、このまま、この弁護じゃ弁護できないだろうという本当に弁護だったので、そこら辺、弁護の方がどういう意思でやってるのか、それともいわゆる被告人との関係でこれぐらい下げたいねみたいな話があるのかというのは、ちょっとお伺いしてみたいなと思ったんですけども。意見いただけたらよろしくをお願いします。

司会者

被告人との話は秘密なので、これはなかなか言えないと思いますけれども。弁護人がどういうことで意見を考えられて言われてるのかというところをもし御紹介していただければ。

小林 弁護人

いろいろなケースが実はあるのではないかと思います。今おっしゃってる、ちょっと無理じゃないのというように思う一つの理由は、被告人自身が、私はこういう行動をしているんだからというようなことをおっしゃっていて、それでそれが検察官の主張と違っている。被告人の主張どおりであれば、確かにそれはちょっともう少し下げてもいいんじゃないのということがあれば、一応被告人との打合せをして、あんたそれは違うでしょうと言うわけには残念ながらいきませんので、被告人の言っていることをそのままきちんと表現をして、それが実際に客観的にどうか、どう見えるかということとは別問題として、そういうお話をする場合というのは当然出てこざるを得ない。ですから、多分ちょっとそこは強引なんじゃないのとか、無理なんじゃないのというようなケースというのは、むしろそっちのほうが私は多いのではないかなと思ってます。弁護人の立場で、どうあっても無理くり執行猶予にしたいとか、そういうようなことを考えている先生は多分いらっしやらないだろうと思います。一応弁護士も刑事政策その他もろもろ習ってるわけですから、そういった中で、この人のこの行為に対して弁護人としてはどういうふうに評価されるべきで、その結果としてどういう刑がふさわしいかということを考えて、お話をされているのがほとんどだと思うんですね。

1 番

ありがとうございました。

江口 弁護人

質問というわけではなくて、大切な質問だと思うので今の1番さんの質問

に対して私からもお話しします。弁護人はスタイルがいろいろあるんですけども、あくまで私個人の、弁護士を代表するような意見では全くないんですけども、2つお話があります。まず弁護人自身が、まあ言うても検察官は多めに請求してくるでしょうと思っているというのがまず1つ。もう1つが、弁護人がこの刑でいかがでしょうという、その刑というのは、それがもう議論の最下限、刑の最下限、議論するときの出発点というか最下限の出発点になってしまうのではないかと、実際は分からないんですが、評議ではそうなっちゃうんじゃないかなと思っているというのがもう1つなんです。やっぱり弁護人の言った刑が最下限になっちゃうんじゃないかなと思ってるところがあるので、もうちょい軽めにといいふうに言いがちなことになってしまうなど、自分の行動を振り返ってみると思います。

司会者

よろしいですか。そういう意見をどんな事情で説明してくれるかというところに多分1番さんもきっと問題意識があるんでしょう。ほかに何か御質問とかございませんか。

築検察官

検察官としては、人が亡くなったという事実について、先ほど私がお話ししたとおり、その方やまた家族のお気持ちというものはきちんと伝えた上で、多めとか少なめというのではなくて、検察官として適正な量刑を求刑したい、その上で御判断いただきたいと思っております。その上で、被害者の御遺族の方からお話を聞いたりとか、又は被害者参加人の方から話を聞いて、量刑を決める上でとてもよかったとか、もう少しこういうことを聞いたかったという点がございましたら教えていただければと思います。

司会者

先ほど8番の方にちょっと伺いましたけれども、御遺族が証人で出てこられたケースを担当された方もいらっしゃいますし、直接は来てないけれども、

供述調書なりそういうもので御遺族の意見を聞いたという方もいらっしゃると思いますが、何か聞かれて今質問があったような点について御意見がある方がいらっしゃればお願いします。7番の方お願いします。

7番

御遺族の方が証人という形では出てらっしゃらなかったんですけど、お手紙というような形ではありました。通常、肉親が殺害されたらですね、感情としては恐らくその被告人を極刑にしてほしいというような感情が湧くのかなと思っていたんですが、その方のお手紙は、被告人がまだ若いこともあり、極刑は望まず、しっかり刑を償って更生してまた社会に役立つ人間になってほしいという趣旨の手紙でした。ただ、その手紙を弁護人の方が、女性の手紙なので女性の方が代読する形だったんですけども、実際本人がそこに来られて、それを実際お話ししていただいたほうが、より実感とといいますか、ストレートに伝わってきたのかなと思います。ですが、その手紙という部分のほうが逆によかったかもしれません。これは御本人がどういう方か、どういふしゃべり方をするかによって多分裁判員が受ける認識って相当変わると思っていますから。ただ、極刑を望まないというような御家族の手紙が今回あったことで、それは多分量刑を決める上では恐らく全ての裁判員が少し頭に入れたことではないかなと思いました。

司会者

ほかにはいかがでしょうか。今まで出てきてないんだけど、こういう点で何かここはどうしても言っておきたいとか、こういうところを何か裁判官、検察官、弁護人に聞いておきたいとか、何か御発言ある方いらっしゃれば。8番の方どうぞ。

8番

2つありまして、1つは、今回私の場合には初めに呼び出された初日ですけども、抽選で裁判員になったんですけども、抽選で落ちた人は、その日に

そのまま帰るわけですよね。私はたまたま当選したんで意味があったんですけど、落ちて帰る人はその日出てきてただ駄目でしたからどうぞお帰りくださいという形になるんで、何かここに改善の余地が、工夫があるんじゃないかなという感じがして、事前に例えば抽選をしておいて、どなたが決まりましたという形で、予備の方も3人ほどおられるようですから、何かうまくできないのかなという感じが1点いたしました。それからもう1つは、今日もそうなんですけど、番号で全部やってるんですけども、個人情報ということもあるのかもしれないんですけども、何かすごい違和感なんですよ。1番さんとか8番さんとかこういう話がですね。だから、外に出すときは1番から8番でもいいんですけども、中でいろいろ話をしてるときも全部番号なので、少なくともその間は名前ぐらいで呼んでても、外に出すときに名前が出なければいいんじゃないかなという感じがちょっとしてたんですが、その辺いろいろ検討されながらこういう形になってると思いますけれども、そういう意見があったということをお留めておいていただければありがたいと思います。

司会者

ありがとうございます。二つ目に言われたほうは、皆さん方いかがでしたか。番号でしたか。

1番

最初は、番号で呼びますかと言われたんですけども、別に気になさらないようでしたら、名前でどうですかと言われたので、たしか名前で呼ばれたような気がします。

司会者

どちらのやり方もあって、私の印象だと東京では名前で呼び合ってるところが多いかと思っておりますけれども、せっかくいただいた御意見なので、またほ

かの裁判官にも伝えたいと思います。それから、1点目のほうは本当に外れた方には申しわけない話で、毎回すみませんということ言ってるんですけども、やり方は始まった頃と比べると徐々に見直したりもしています。ただ、あらかじめこちらで勝手にくじを引いて当たった方だけということは、なかなかできてなくて、それは法律上もいろいろ事情を伺った上でくじを引くという建前になってるものですから、どうしてもくじを引く前には必要な人数よりもうちょっと多くの方に来ていただかなきゃならないというところは、申し訳ないというところなんですね。また御指摘も踏まえてそこは是非検討していきたいと思います。ちょうど時間ですが、何かどうでしょうか。これだけちょっと言っておきたいという方がいらっしゃれば最後に。1番の方お願いします。

1 番

私の事件では、裁判長が一番最初に、この裁判員裁判で発言される発言に対しては乗り降りは自由だという発言をしていただいて、自分が発言したことに対して間違っていたら、別にそれはそれでいいと、その後にこういう意見があって、こういう意見があったらそっちに乗り換えても自由だよという話をされて、すごく気が楽になって、意見が言いやすくなったというのがありました。すごくいい議論ができたと自分の中では思っていました。できるだけ分かりやすく説明してくれてるんですけども、検察官も弁護人ももうちょっと一番最初にかみ砕いて説明していただくと、裁判官もそうですけれども、すごく気が楽になるというか、そんなに楽にしても仕方がないとは分かっているんですけども、一番最初の意見を出すのが一番大変なことでしたので、どうしてもその一番最初の意見を出すのにすごく戸惑ってしまったら、その後も何の意見も出てこなくなると思いますので、一番最初の一言目が出やすいような環境を作っていただけると、すごく楽だと思いました。ありがとうございます。

司会者

ありがとうございます。本日は貴重な御意見をありがとうございました。
本日の意見交換会はこれで終わりにさせていただきます。

以 上